

令和4年4月1日

次世代育成支援対策及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人
特別区社会福祉事業団

職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康増進と職務意欲の向上をめざすとともに、女性が管理職として活躍できる環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 内容

目標 1: 各休暇・休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行い、各休暇・休業の利用実績を向上させる。特に看護・介護休暇においては前計画期間比で利用倍増を図る。

<対策>

令和4年4月～ 「施設における多様な働き方を確保するための指針」に基づき、仕事と生活の両立できる環境づくりのため、職員・管理職向け研修を行う。

令和5年4月～ 男性の育児休業や介護休暇の制度内容や取得できる要件などを周知し、利用促進を図る。

目標2: 育児や介護と職務の両立を支援するため、各種制度を整備する。

<対策>

令和4年4月～ 「職員の育児休業に関する細則」を現行の3歳に達する日までから小学校就学前までに拡大すること、および介護を理由とした時差出勤制度の導入を検討する。

目標3: 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握・問題点の分析をする。

令和5年4月～ 各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標4: 所長級に占める女性割合を30%以上にする。

<対策>

令和4年4月～ 管理職向けの研修を実施し、女性活躍や女性登用に関する意識を高め、女性が活躍しやすい職場風土の醸成を図る。

令和5年4月～ 管理職候補となる男女労働者に対して管理職育成研修を実施する。

3 女性の活躍に関する情報公開

(1) 女性職員について <令和4年3月1日現在>

- ① 常用常勤(正規職員):職員数146人
男性 81人/女性 65人 (女性の割合 44.5%)
- ② 有期常勤(契約職員):職員数35人
男性20人/女性15人 (女性の割合 42.8%)
- ③ 非常勤(契約職員):職員数44人
男性26人/女性18人 (女性の割合 40.9%)
- ④ パート職員(短時間労働):職員数50人
男性42人/女性8人 (女性の割合 16.0%)

(2) 平均勤続年数

- ① 常用常勤(正規職員)
男性 8.0年/女性 8.8年
- ② 有期常勤(契約職員)
男性9.0年/女性6.0年
- ③ 非常勤(契約職員)
男性5.6年/女性5.7年
- ④ パート職員(短時間労働)
男性4.9年/女性3.7年

(3) 月別の平均残業時間数

男性:最長月 8.14時間
女性:最長月 5.49時間

(4) 所長級に占める女性比率

11人中 女性2人:18.1%